

## 第166回国際研修「犯罪組織撲滅のための刑事司法手続と運用」

### 1 日程及び参加者

- 平成29年5月10日（水）から同年6月15日（木）まで
- 海外参加者19か国22名
- 国内参加者8名

### 2 セミナー概要

国連総会において、国際的な犯罪組織の脅威とこれに対処する必要性、国際協力の重要性について確認されてから約20年が経過した。この間、国際社会では、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及び附属議定書の採択を始め、国際的な組織犯罪と戦うため、国際的な法的枠組みの整備・強化が行われてきた。各国内においても、犯罪組織による行為を適切に処罰し、犯罪により得た収益を確実に没収するための実体法及び手続法の整備に向けた努力が続けられてきたし、国連は、各国の法制度整備や運用のための技術支援を行ってきた。

他方、当然ながら犯罪組織の側も、各国の法制度の間隙をつき、摘発をかいくぐるため、新しい犯罪形態を生み出すなど、犯罪組織と刑事司法との戦いは容易に終わりをみない。さらに近年では、犯罪組織とテロ組織との繋がりも指摘されており、組織犯罪に刑事司法が徹底して対処する必要性は高まるばかりである。

犯罪組織にとって、国境や法制度の違いは、活動の障壁ではなく、むしろ摘発を免れるための手助けとなる。そうであるならば、各国の刑事司法実務家の側にも、旧来慣れ親しんだ捜査手法や制度運用の枠にとらわれることなく、他国の刑事司法実務家と協力し、各人がそれぞれの国において工夫を重ね、編み出した、効果的な刑事司法実務に関する知見を共有し、自国の制度に即して有効活用していくことが求められる。さらに、国境を越えて活動する犯罪組織と戦うためには、国際捜査・司法共助及び犯罪人引渡しといった国際協力が不可欠であるところ、国際協力の前提として、他国の制度・実務に関しても基本的な理解を有することが必要である。

そこで、本研修においては、犯罪組織の撲滅を目指し、具体的検討課題に関する講義や議論を通じて、組織の実態解明と、実態に即した司法判断の実現に有効な各国の現行制度・実務に関する参加者の知識・理解を深め、それぞれの国内における刑事司法実務の改善につなげるとともに、互いの制度・実務に関する基礎的な理解を通じ、参加者各国間での捜査共助を始めとする国際協力の円滑な遂行に役立てることを目的とする。

### 3 客員専門家等

本研修においては、アジ研教官による講義のほか、以下の客員専門家・外部講師による講義を行う。（敬称略）

#### 【客員専門家】（講義順）

- ジョセフ・ウィートリー                      米国司法省組織犯罪対策部公判担当検事
- フランチェスコ・テスト                      イタリア キエーティ地方検察庁検事正

○ サンタニー・デイトサヤブット タイ検事総長府 検察官

**【外部講師】**（講義順）

○ 吉實 敏秋 警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課

○ 宇川 春彦 最高検察庁公安部 検事

○ 山内 由光 法務省刑事局国際課 課長

以 上